

	地裁	高裁
	<p><u>真正商品の並行輸入：商標権侵害の実質的違法性を欠く場合</u>            (要件)            内外権利者の同一性            真正商品性            内外品質の同一性</p>	
内外権利者同一性	<p>オシア社が付した商標            FPH社及びFP社を中心とするフレッドペリーグループを表示  <u>原告により付された商標</u>            FPH社及びFP社を中心とするフレッドペリーグループを表示            同一</p>	
真正商品性	<p>輸入商品に付された商標が、その出所表示主体との関係で適法に付されたものでなければならない            (権限の範囲内)</p> <p>オシア社            1、契約地域違反(§2違反)            2、下請けに関するFPS社又はFPH社による同意なし(§4違反)            =定められた範囲を越えて付された商標</p> <p>適法に付された商標とはいえない</p> <p>*ライセンサー＝ライセンス契約を結ぶことで初めてフレッドペリーの標章を使用できる</p> <p>定められた範囲を超える＝全くの無権限者による商標の使用と法的には同価</p> <p>ライセンサーは制限条項込みで許諾をしている・・・その範囲を超え</p>	<p>輸入商品に付された商標が、その出所表示主体との関係で適法に付されたものでなければならない</p> <p>商品に、出所として表示された者の品質管理が及んでいることが不可欠            排除されている時は適法に商標が付されたとは言えない</p> <p>§2、§4はライセンサーが品質を行う上で極めて重要な条項</p> <p>これらの条項違反によって製造された商品は真正商品ということとはできない</p>

	<p>る部分については許諾していない          条項違反行為によって付された          商標の出所が自分にあること容認          しなければならないことはない</p> <p>需要者          条項違反行為によって商標を付さ          された商品を、出所表示主体が責任          をもって製造したと誤認してしま          うおそれ          需要者の利益を保護</p> <p>約定の内容・・・第三者に明らか          なりにくい          その点では一般の偽造品と同          じ。違法性判断で重視することは          相当でない</p>	<p>需要者          条項違反行為によって商標を付          された商品を、出所表示主体が          責任をもって製造したと誤認し          てしまうおそれ          需要者の利益を保護</p> <p>商品にライセンサーの品質管理          機能が及んでいるか否か程度の          調査は専門の業者には酷すぎる          ことはない</p>
<p><b>内外品質同一性</b></p>	<p>検討するまでもない</p>	<p>検討するまでもない</p>
<p><b>過失の推定</b></p>	<p>並行輸入にあたって、輸入しよう          とするものが真正商品かどうかを          確認する注意義務が存在（偽造品          を輸入してしまう危険性が存在す          ため）          ライセンサーが商標の出所表示          主体からどのような許諾を得てい          るかを確認する必要</p> <p>スリーエムは上記注意義務を尽く          したということはできないので、          過失の推定は覆らない</p>	